

議案第23号 小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、条例の参照元である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されるため、関係する規定を改めるもの。

《主な内容》

事業者に対し、利用者が複数の事業所を紹介するよう求めることができる旨を利用者へ説明すること及び利用者が入院する必要が生じた際には、事業者の担当職員の氏名並びに連絡先を入院先に伝えるよう利用者へ求めることを義務付けるもの。

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年小松島市条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。), 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。), 他の指定介護予防支援事業者,	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。), 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。), 他の指定介護予防支援事業者,	

介護保険施設	介護保険施設, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者, 住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	追加
_____，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 (内容及び手続の説明及び同意)	_____，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 (内容及び手續の説明及び同意)	
第8条 (略)	第8条 (略)	
2 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ_____，介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである _____こと等につき説明を行い，理解を得なければならない。	2 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ， <u>利用申込者又はその家族に対し</u> ，介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの <u>であり</u> ， <u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求められること等につき説明を行い</u> ，理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ， <u>利用者又はその家族に対し</u> ， <u>利用者について</u> ， <u>病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には</u> ， <u>担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u>	追加 改正 追加
3 指定介護予防支援事業者は，利用申込者又はその家族から申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて， <u>第6項で定めるところにより</u> ，当該利用申込者又はその家族の承諾	4 指定介護予防支援事業者は，利用申込者又はその家族から申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて， <u>第6項に定めるところにより</u> ，当該利用申込者又はその家族の承諾	改正

	を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	
(1)・(2) (略)		
4 (略)		改正
5 <u>第3項第1号の「電子情報処理組織」</u> とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。		改正
6 指定介護予防支援事業者は、 <u>第3項</u> の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。		改正
(1) <u>第3項各号</u> に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの		改正
(2) (略)		
7 (略) (サービス提供困難時の対応)		
第10条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該事業所</u>		改正
	を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	
(1)・(2) (略)		
5 (略)		改正
6 <u>第4項第1号の「電子情報処理組織」</u> とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。		改正
7 指定介護予防支援事業者は、 <u>第4項</u> の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。		改正
(1) <u>第4項各号</u> に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの		改正
(2) (略)		
8 (略) (サービス提供困難時の対応)		
第10条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該指定介護予防支援事業</u>		改正

_の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供了際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供了際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を担当させなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

改正

改正

改正
追加

3 (略) (会計の区分)	3 (略) (会計の区分)	
第31条 指定介護予防支援事業者は、事業所_____ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)	第31条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)	改正
第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために_____介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、 <u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ</u> 、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	改正
(10)～(14) (略)	(10)～(14) (略)	
	<u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用</u>	追加

(15)～(18) (略)

- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、かつ、効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)～(18) (略)

- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、かつ、効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

改正

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

改正

- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

改正

(22)～(28) (略)	(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス 計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の 医師等に交付しなければならない。	追加
---------------	--	----